

議第61号

三島市民生涯学習センター条例の一部を改正する条例案

三島市民生涯学習センター条例（平成8年三島市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

1 施設

区分		基本使用料					
		午前	午後	昼間	夜間	午後・夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
講義室		4,300円	4,740円	9,040円	5,170円	9,470円	14,210円
多目的ホール		4,300円	4,740円	9,040円	5,170円	9,470円	14,210円
市民ギャラリー		2,140円	2,360円	4,500円	2,580円	4,940円	7,080円
研修室	第1研修室	750円	750円	1,500円	850円	1,600円	2,350円
	第2研修室	750円	750円	1,500円	850円	1,600円	2,350円
	第3研修室	750円	750円	1,500円	850円	1,600円	2,350円
	第4研修室	1,500円	1,600円	3,100円	1,710円	3,310円	4,810円
講習室	和室	1,710円	1,830円	3,540円	2,030円	3,860円	5,570円
	外国語・パソコン教室	1,710円	1,830円	3,540円	2,030円	3,860円	5,570円
	料理講習室	1,710円	1,830円	3,540円	2,030円	3,860円	5,570円
	美術室	1,710円	1,830円	3,540円	2,030円	3,860円	5,570円
	手芸室	1,710円	1,830円	3,540円	2,030円	3,860円	5,570円
	音楽室	1,710円	1,830円	3,540円	2,030円	3,860円	5,570円
控室	第1控室	530円	530円	1,060円	530円	1,060円	1,590円
	第2控室	530円	530円	1,060円	530円	1,060円	1,590円
	第3控室	530円	530円	1,060円	530円	1,060円	1,590円
	講師控室	530円	530円	1,060円	530円	1,060円	1,590円

備考

1 使用者が、入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合の使用料の額は、基本使用料の額に、次に掲げる入場料等の入場者1人当たりの徴収額の最高額の区分に従い、それぞれ当該区分に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 1,000円以下のとき 100分の150（営業又はこれに類する目的で使用する場合にあつては、100分の200）
- (2) 1,000円を超え3,000円以下のとき 100分の200

(3) 3,000円を超えるとき 100分の250

2 使用者が営業又はこれに類する目的で使用する場合は、入場料等を徴収しないときの使用料の額は、基本使用料の額に100分の200を乗じて得た額とする。

3 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 附属設備

区分	使用料
陶芸窯	1回につき3,130円

備考 「1回」とは、窯入れから窯出しまでの継続した使用をいう。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に承認した三島市民生涯学習センターの使用に係る使用料の額については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和元年6月13日提出

三島市長 豊岡 武士